

広島県告示第四百八十号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県立総合体育館の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

公益財団法人広島県教育事業団 理事長 桜井 勝広

2 主たる事務所の所在地

広島市中区基町四番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

主たる事務所の所在地

2 変更内容

変 更 後	変 更 前
広島市中区基町四番一号	広島市西区観音新町二丁目二番二二四号

三 変更年月日

令和六年四月一日